

山形県中小企業パワーアップ補助金(Eコマース等支援事業)

1. 概要

ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、県内中小企業・小規模事業者の新型コロナウイルス感染症対策の取組みや販路拡大に向けた取組みのうち、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

2. 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者業として令和4年8月1日時点で1年以上継続して事業を行っている者(詳細は要領でお確かめください)

3. 補助対象の取組み

【ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した販路開拓】

(具体的な取組例)

- オンライン商談会・オンライン商品展示会等への参加
- インターネットによる宣伝活動
- Eコマースを活用した販路拡大

【従業員に対する新型コロナウイルス検査の実施】

(具体的な取組例)

- 県内に勤務している従業員に対して実施する新型コロナウイルス検査

【新型コロナウイルス感染症による代替従業員の確保】

(具体的な取組例)

- 県内に勤務しており、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴い、事業の継続のための従業員の臨時雇用又は派遣の受入(休業期間中の経費のみ補助対象)

【ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応したセミナー等の開催・参加】

(具体的な取組例)

- 従業員(組合関連は組合員)を対象に行うウィズコロナ・ポストコロナ社会における経営や販売についてのセミナー等の開催・参加

※ いずれの取組みについても、小規模事業者の取組みを優先採択します。

4. 補助率・補助金額・補助対象経費・採択予定件数

- (1)補助率 : 1/2 以内
(2)補助金額 : 50 万円以内
(3)補助対象経費 : ウェブサイト関連費、オンライン展示会・オンライン商談会等関連費、検査費、Eコマース送料、コロナ対応人件費

5. スケジュール(予定)

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和5年1月31日(火)まで【期限厳守】

	実施予定時期
公募開始	令和4年7月26日(火)
申込書受付開始	令和4年8月1日(月)
申請書提出締切	令和4年8月31日(水) 令和4年9月14日(水)
事業採択決定・補助金交付決定	令和4年10月下旬頃

令和4年8月3日の豪雨の影響を考慮し、締切日を令和4年9月14日(水)まで延長します。

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

※ 補助金交付決定前に支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

山形県中小企業パワーアップ補助金(Eコマース等支援事業)事務局
〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階 山形県中小企業団体中央会内
TEL 023-647-0360 URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>